

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp



## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

7/20(月) 仏滅

21(火) 赤口 旧暦6月1日、土用の丑

22(水) 先勝 大暑、Go To トラベル開始(東京除外)

23(木) 友引 海の日、延期された東京五輪開幕まで1年

24(金) 先負 スポーツの日、米大リーグ開幕

25(土) 仏滅

26(日) 大安

先週の株と為替		日経平均株価 円(対米ドル)	
7/13(月)	22,785 △494	106.98	▼0.14
14(火)	22,587 ▼198	107.26	▼0.28
15(水)	22,945 △358	107.01	△0.25
16(木)	22,770 ▼175	106.95	△0.06
17(金)	22,696 ▼74	107.11	▼0.16

## 被災者に対する相続放棄等の「熟慮期間」

令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、災害救助法の適用区域に住所を有する相続人に対し、相続放棄等の「熟慮期間」を令和3年3月末まで延長する特例が適用されます。

## ◆「相続放棄」や「限定承認」

被相続人(亡くなった人)の財産を相続する場合には、現預金や土地等の財産だけではなく、借金等の債務も含めた財産を相続することになり、これを「単純承認」といいます。

ただし、現預金等の財産より借金等の債務が明らかに多い場合などに、相続人が「相続放棄」をすることで一切の財産を引き継がないことができます。相続放棄を行った場合は、初めから相続人とならなかったものとみなされ、同順位の相続人全員の相続放棄により後順位の相続人に相続権が移ります。

なお、被相続人の借金などが不明で、財産が残る可能性もある場合などは、取得する財産を限度に債務を引き継ぐ「限定承認」という方法もあります。

## ◆相続放棄等を行う場合の「熟慮期間」

相続人が上記の相続放棄や限定承認を行う場合には原則、「相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内」に家庭裁判所でその旨を申述する必要があり、この期間を「熟慮期間」といいます。

熟慮期間に相続放棄等をしなかった場合は原則、単純承認をしたものとみなされます。

なお、今回の特例は、令和2年7月豪雨で被災した対象区域に住所を有する方が相続人になった場合に熟慮期間の終期を来年3月末まで延長するもので、被相続人が被災者であるか否か、相続財産が対象区域にあるか否かは関係ありません。

■この記事の詳細は、情報BOX201527

## 新型コロナに係る納税の特例猶予の適用状況

新型コロナの影響により売上が減少し、納税が困難である事業者に対して、無担保・延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例は、本年2月から令和3年1月までに納期限が到来するものについて、納期限(本年6月30日までのものは同日)までに申請を行うことで適用を受けられます。

特例猶予が施行された本年4月30日から5月29日までの1ヵ月間における適用状況が公表され、国税について猶予申請が許可された件数は2万6385件で、その猶予税額は450億5800万円となっています。

また、地方税については1万7632件、216億3200万円に特例が適用されています。

## 「GO TO トラベル」が今月22日開始

観光支援策として「GO TO トラベル」が今月22日から開始されます(東京都に居住する方の旅行や、東京都が目的地の旅行は当面、対象外)。

本事業は、国内旅行代金の1/2相当額(上限は1人1泊あたり2万円、日帰りは1万円)を補助するもので、補助額のうち、①7割が旅行代金割引、②3割は地域共通クーポンの付与となります。

ただし、②は9月以降の旅行から導入予定のため、それまでの間は、①の旅行代金の35%割引(代金の1/2×7割)のみが実施されます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 相続放棄等の「熟慮期間」と、令和2年7月豪雨の被災者に対する特例措置

令和2年7月豪雨を特定非常災害に指定すること等を内容とする政令が令和2年7月14日に公布、施行されたことに伴い、災害救助法が適用された災害発生市町村の区域（対象区域）に住所を有していた相続人について、熟慮期間（相続の承認又は放棄をすべき期間）を令和3年3月31日まで延長する特例措置が実施されます。

### ◆相続放棄等の「熟慮期間」とは

被相続人が亡くなると、相続人は被相続人の一切の財産を相続することになり、被相続人に借金等の債務がある場合は、その債務も引き継ぐこととなります。これを「単純承認」といいます。

相続人が被相続人の借金等の債務を引き継ぎたくない場合は、「相続放棄※1」をすることにより、その債務を引き継がないことができます。ただし、被相続人の債務だけでなく、被相続人が有していた財産（不動産や預貯金等の権利）も引き継がないこととなります。

また、相続放棄のほか、被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等には、相続人が相続によって得た財産を限度として被相続人の債務を引き継ぐ「限定承認※2」をすることもできます。

相続人が相続放棄及び限定承認をする場合には、原則として「自己のために相続の開始があったこと（被相続人が亡くなったことと、それにより自分が相続人となったこと）を知った時」から3ヵ月以内に家庭裁判所でその旨を申述しなければならないとされており、この期間を「熟慮期間」といいます。熟慮期間を過ぎると原則、単純承認をしたものとみなされ、全て相続することとなります。なお、家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることもできます。

※1 相続放棄をすると初めから相続人でなかったものとして扱われ、同順位の相続人全員が相続放棄をした場合は後順位の者が相続人となります。ただし、相続税の基礎控除額の算式（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）における「法定相続人の数」は、相続放棄がないものとした場合の相続人の数となります。

※2 限定承認は相続人全員（放棄した者を除く）で行う必要があります。期間内に相続財産の目録を家庭裁判所に提出し申述しなければならないなど、手続は煩雑です。また、限定承認によって相続した財産は時価で譲渡があったものとみなされ、土地等の含み益がある財産には譲渡所得税が課せられるなど、注意が必要です。

### ◆令和2年7月豪雨による熟慮期間の特例措置

令和2年7月豪雨による災害が発生した令和2年7月3日に、災害救助法が適用された対象区域に住所を有していた相続人を対象として、相続放棄等の熟慮期間（令和2年7月3日以後に満了するもの）の終期を令和3年3月31日まで延長する特例措置が適用されます。

例えば、相続人が令和2年6月1日に自己のために相続の開始があったことを知った場合、通常の熟慮期間の終期は同年9月1日となりますが、特例の対象となる相続人は終期が令和3年3月31日となり、同日までに相続放棄や限定承認の申述をすればよいこととなります。

#### ◎本特例の留意点等

・本特例の適用は、被相続人が被災者であるか否か、相続の対象となる財産が対象区域にあるか否かは関係なく、相続人が令和2年7月3日に対象区域に住所を有していれば、適用されます。

・対象区域に住所を有していたかどうかは、家庭裁判所が住民票、勤務証明書、在学証明書、公共料金の支払に関する記録などの各種の資料に基づいて、その生活の本拠が対象区域にあったかどうかで判断することとなります。

・熟慮期間は各相続人ごとに、自己のために相続の開始があったことを知った時から進行するため、相続人が複数いる場合は、令和2年7月3日に対象区域に住所を有していた相続人だけに本特例が適用されます。

・相続人が未成年者又は成年被後見人である場合、その熟慮期間は本人ではなく、法定代理人（親権者や後見人）を基準に判断することになるため、法定代理人が令和2年7月3日に対象区域に住所を有していた場合に、本特例が適用されます。

・本特例の対象者が令和3年3月31日までに相続放棄等を選択できない場合は、同日までに家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることで、その期間を更に延長することができます。

・伸長の申立てをしないまま、令和3年3月31日まで（熟慮期間が同日より後に満了する場合はその日まで）に相続放棄等をしなかった場合は、単純承認をしたものとみなされます。